

## 安城市犯罪被害者等支援条例 逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民（市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めて施策を推進することにより、犯罪被害者等の心情に配慮しながら犯罪被害者等を支え、もって全ての市民が安心して生活できる地域社会を実現することを目的とする。

### 【解説】

犯罪被害者等の支援における基本的認識及び目的について定めています。

犯罪被害者等基本法第3条では、犯罪被害を受けた方やその家族、遺族には個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利があることをうたい、必要な施策が適切に講じられるべきであるとしています。この法律の理念を実現するため、市及び市民の責務を明らかにし、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、必要な施策を推進し、安全で安心して生活することのできる地域社会を実現することを目的として定めています。

市民は、安城市自治基本条例（平成21年安城市条例第24号）に基づき、市内に住む者に加え、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。）と定義します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「犯罪等」をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する「犯罪被害者等」をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

#### 【解説】

本条例における用語の意義を定めています。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に基づき、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」をいいます。「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、傷害など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいいます。

また、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、ストーカ一行為には当たらないが警告の対象になるような行為、配偶者に対するドメスティック・バイオレンスの暴力に準ずるような心身に有害な影響を及ぼす言動、子どもの正常な発達を妨げるような著しい減食など、刑罰を科せられる行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

- (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に基づいています。犯罪被害者本人だけでなく、その家族や遺族も含まれます。
- (3) 二次被害 具体的な事例を用いて定義しています。犯罪被害者等は、当該犯罪の加害者から受ける直接的な被害（一次被害）のほか、第三者からの行為による二次被害を受ける恐れがあります。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次被害を生じさせることのないように十分配慮されること。
- (2) 犯罪被害者等が被害を受けたときから、社会において孤立することのないように、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく提供されること。
- (3) 市、市民、関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）の相互の連携及び協力の下に推進されること。

【解説】

犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を定めています。

- (1) 犯罪被害者等が置かれている状況や事情は千差万別であり犯罪被害者等のための施策を一律に講じることは適切ではありません。犯罪被害者等に係る具体的状況の差異に応じて必要かつ有効な施策を適切に講じるべきことを定めています。二次被害の苦しみは深刻なため、犯罪被害者等の支援をする中で、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならないことを定めています。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、時間の経過や生活環境、支援の効果などにより必要な支援内容が変化することが考えられます。犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、社会において孤立することなく、必要な支援を途切れることなく継続的に提供しなければならないことを定めています。
- (3) 犯罪被害者等支援に関係するものが互いに連携及び協力し、犯罪被害者等のための施策を講ずべきことを定めています。  
関係機関とは、国、県、警察等の公的機関を指します（以下同じ。）。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【解説】

犯罪被害者等の支援における市の責務を定めています。

犯罪被害者等基本法第5条では、「地方公共団体の責務」について「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められていることから、その趣旨を踏まえ、市の責務を定めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、自らの言動により二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

犯罪被害者等の支援における市民の責務を定めています。

1 犯罪被害者等基本法第6条では、「国民の責務」について、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と定められていることから、その趣旨を踏まえ、市民の責務を定めています。

犯罪被害者等が早期に平穏な生活を取り戻すためには、市民が犯罪被害者等の置かれている状況等について理解を深め、自らの言動により二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、地域社会全体で犯罪被害者等を支えることが大切です。

2 市民一人ひとりが、犯罪被害者等支援の担い手としての自覚を持ち、行動することが期待されることから、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策への協力について定めています。

(事業者等の責務)

第6条 市内で事業又は活動を行う者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与すること並びに精神的な被害及び身体的な被害の回復に取り組むことができるよう、その就業等について配慮するよう努めなければならない。

【解説】

犯罪被害者等の支援における事業者等の責務を定めています。

事業者等は条例第5条を遵守することはもちろんのこと、事業活動や団体活動の中で、犯罪被害者等と接する可能性や従業員等が犯罪被害者等の立場となる可能性があります。犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響に加えて、通院や裁判、被害に伴う各種手続きなど、様々な事情によって仕事を休まざるを得ないことや、以前と同じように仕事をするのが難しい場合があります。

このため事業者等は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場や事業活動の中で犯罪被害者等の事情に十分配慮し、二次被害の防止に努めなければなりません。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等からの相談に応じ、犯罪被害者等に対し必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関及び民間支援団体との連絡調整を行うものとする。

【解説】

犯罪被害者等に対する相談及び情報提供等について定めています。

市は、犯罪被害に伴って生じる困りごとなどの相談に対応し、支援に関する情報の提供や助言、適切な関係機関及び民間支援団体への紹介、連絡調整などを行うことを定めています。

(総合的対応窓口の設置)

第8条 市は、前条に定める事項を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【解説】

市は、条例第7条に定める、犯罪被害者等に対する相談及び情報提供を総合的に行うための窓口を設置することを定めています。

支援制度を持つ関係部署や関係機関は様々あり、犯罪被害者等にとっては、どのような支援がどこにあり、そして、どこに行けば支援が受けられるのかが分からないという問題が生じます。

また、困難な状況に置かれた中で、犯罪被害者等自らが各所を回り、被害状況を繰り返し説明し、辛い体験をその都度思い出す、といった二次被害を受ける場合があります。

そのため、市は、犯罪被害者等からの相談・問合せに対応し、関係部署や関係機関、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体に関する情報提供や各種手続きの取り次ぎなどをワンストップで行う総合的対応窓口を設置します。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪等により受けた被害（以下「犯罪被害等」という。）により経済的な影響を受けた犯罪被害者等に対し、経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

犯罪被害者等が一時的に経済的困窮に直面した場合の経済的負担の軽減を図るために、市が必要な支援を行うことを定めています。

犯罪被害者等である市民の心情や負担感を鑑み、「安城市犯罪被害者等見舞金給付要綱」に定める見舞金をはじめ、実情に応じた各種手当の支給、及び国、県が実施する各種助成制度の情報提供を行います。

(日常生活の支援)

第10条 市は、犯罪被害等により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、日常生活の支援のため、家事等を行う者の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

**【解説】**

犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むために、市が必要な支援を行うことを定めています。

犯罪被害者等の状況に応じて、「安城市犯罪被害者等日常生活支援実施要綱」に定めるホームヘルプサービスや配食サービスをはじめとする日常生活支援や各種サービス等が提供されるよう関係機関と連携し、利用の支援を行います。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪被害等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

**【解説】**

住宅の確保に窮する犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市が必要な支援を行うことを定めています。

犯罪被害者等は、自宅で被害にあった場合や、住所を知られていることにより再被害や二次被害を受けるおそれがある場合など、以前と同じ住居に住み続けることができなくなり転居を余儀なくされる場合があります。その際に速やかな居住の安定を図るため、犯罪被害者等が市営住宅への入居を希望する場合には、「犯罪被害者等の安城市市営住宅入居取扱要綱」に基づき、入居における配慮を行うとともに、県等の関係機関の居住に関する支援制度等について情報の提供を行うなど、速やかな居住の安定のための支援を行います。

(広報及び啓発)

第12条 市は、市民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の発生の防止の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

**【解説】**

犯罪被害者等の支援について、市民の理解を促進するため広報及び啓発を行うことを定めています。

犯罪被害者等を支えるためには、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の発生を防止することの重要性について理解を深めていくことが重要です。

そのため市において、広報紙や市公式ウェブサイトなどを活用した広報活動や啓発活動を行うことを定めています。

(人材の育成)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言等の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

**【解説】**

市が行う犯罪被害者等への支援を行う人材育成について定めています。

犯罪被害者等からの相談に適切に対応するためには、犯罪被害者等支援の総合的対応窓口の職員だけではなく、支援に関係する部署の職員など、全ての関係者が、犯罪被害者等が置かれている状況等について正しく理解するとともに、支援制度についての把握が必要となります。

このため、研修の実施や参加などによる人材の育成について定めています。

(意見等の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、市民等からの意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

**【解説】**

市が行う犯罪被害者等施策について、犯罪被害者等や市民、関係機関、犯罪被害者等支援を行う民間支援団体の意見を反映させるよう努めることについて定めています。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて講じられるものであり、犯罪被害者等の求めているものを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って検討及び実施される必要があります。

(支援を行わないことができる場合)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

**【解説】**

本条例による支援は、犯罪等により被害を受けた全ての犯罪被害者等を対象とすることを原則としますが、社会通念に照らして支援が著しく不当と認められる、極めて例外的な事態に対応するために本規定を定めています。

例えば、犯罪被害者等が、安城市暴力団排除条例（平成24年安城市条例第17号）に定める「暴力団員」や加害者に対し当該犯罪の教唆・ほう助を行ったと認められる者であった場合、これらの者に対する見舞金の支給等、直接的に公的な金銭の支給を伴う支援については、その性質を踏まえ、行わないことが想定されます。ただし、犯罪被害は事案ごとに事情が異なるため、個別の状況を十分に踏まえ、原則に基づき総合的かつ慎重に判断をします。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**【解説】**

本条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合は、別途要綱などの方法により市長が定めることとします。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。